

JIS

UDC 661.844.622

K 1415

炭 酸 バ リ ウ ム

JIS K 1415⁻¹⁹⁹²

(2002 確認)

(2006 確認)

平成 4 年 11 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 26. 7. 30 改正：平成 4. 11. 1

官 報 公 示：平成 4. 11. 10

原案作成協力者：日本無機薬品協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学製品部会（部会長 中島 利誠）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日本工業規格

JIS

炭酸バリウム

K 1415-1992

Barium carbonate

 BaCO_3 FW : 197.34

1. 適用範囲 この規格は、工業用の炭酸バリウムについて規定する。

備考1. この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. 溶液の濃度の単位を%で示す場合、特に限定のない限り、質量百分率を表す。

2. 種類 種類は、1種及び2種とする。

3. 品質 炭酸バリウムの品質は、5.によって試験したとき、表1のとおりとする。

表1 品質

単位 %

項目	種類	
	1種	2種
炭酸バリウム(BaCO_3)	98.6 以上	96.5 以上
炭酸ストロンチウム(SrCO_3)	0.4 以下	2.0 以下
乾燥減量	0.5 以下	0.5 以下
塩酸不溶分	0.1 以下	0.5 以下
塩化物(Cl)	0.01 以下	0.01 以下
硫酸塩(SO_4)	0.03 以下	0.15 以下
硫化物(S)	0.01 以下	0.05 以下
鉄(Fe)	0.001以下	0.005以下
炭酸ナトリウム(Na_2CO_3)	0.3 以下	0.5 以下

4. 試料採取方法 品質が同一とみなすことができる1ロットから、全体を代表するようランダムに、2インクリメント以上を採取し、均質に混合したものを試料とする。

5. 試験方法

5.1 一般事項 一般事項は、次のとおりとする。

- (1) 試験において共通する一般事項は、JIS K 0050による。
- (2) 分析用ガラス器具は、JIS R 3503及びJIS R 3505に規定するものを用いる。
- (3) 原子吸光分析法については、JIS K 0121の規定による。
- (4) 分光光度計又は光電光度計については、JIS K 0115の規定による。
- (5) 数値の丸め方は、JIS Z 8401による。

5.2 炭酸バリウム

5.2.1 試験方法の種類 炭酸バリウムの試験方法は、次の2種類とし、そのいずれかによる。

- (1) 重量法